



北棚塩地区 地域計画だより

令和6年3月 第2号
浪江町役場・農業委員会
北棚塩復興組合

日頃から町の農業行政にご理解を賜るとともに、営農再開に向けてご尽力頂ありがとうございます。

国では全国で不耕作地の増加、高齢化による担い手の不足などから、おおむね10年後を見据え「誰が、どこで、何を作るか。」といった内容からなる「地域計画」を各地域で策定していくこととしました。

浪江町でも現在、関係機関が連携し16地区で地域計画づくりを行っています。

北棚塩地区でも地域計画の策定を通し、営農環境が整い、地域の農業が持続・発展していくことを期待しています。

浪江町役場 農林水産課長 金山 信一

1 令和6年2月18日(日)に、地権者説明会を行いました。

《出席者》

- ▶北棚塩地区・・・20名
- ▶関係機関・・・浪江町・浪江町農業委員会・双葉農業普及所・JA福島さくら
官民合同チーム・福島県農業振興公社



(1) 挨拶

震災後に「北棚塩復興組合」を設立して農地の保全管理をし、農地以外の農道や水路については多面的機能支払制度等のそれぞれの補助金を活用しながら、避難中に見た荒廃した農地に戻してはならないという一心で作業にあたってきました。

平成30年に営農再開ビジョンの話合いの中では、北棚塩地区のスローガンが「守ろう農地を、次世代のために!!」と決め、この間試験栽培を行い、令和2年に管理耕作組合を立ち上げて水稻・玉ねぎ・イチジクなどの作物で営農再開に向け取り組んできました。

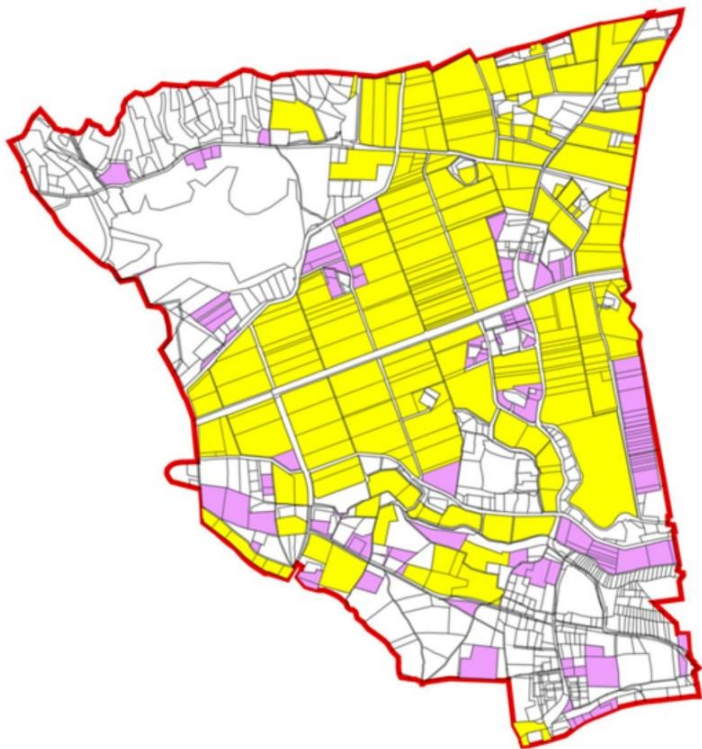
北棚塩地区は、先輩の方々の努力により素晴らしい農業基盤ができています。検討しなければいけない課題は尽きませんが、この整った農村環境が次世代へ守り引継がれることを望みます。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。



北棚塩復興組合
組合長 前田 一石

(2) これまでの検討内容について

北棚塩地区 農地利用計画（案）



《 凡 例 》



…地域計画エリア線



…担い手の決まった農地



…担い手未定の農地

《 地域計画エリア内の農地面積:80.7ha 》

- ▶農地の利用計画あり:66.9ha
(うち農地バンク契約を
予定している面積:66.6ha)
- ▶集積率:82.5%



《 担い手名 》 ※上図黄色の農地で営農

- ①前田 一石
- ②合同会社 アンベファーム
- ③竹野 光雄
- ④阿部 典明
- ⑤松本 幸子
- ⑥自作地を中心に営農される方



北棚塩地区の
地域計画担い手に
位置付けていきます。

※農地面積データについては、令和5年8月時点のものを使用。

※確定値ではございませんので、予めご了承下さい。

(3) 地域計画の今後について

地域で合意した地域計画案を外部検討委員会で確認し、6年度前半に地域計画として公表します。農地バンク(県農業振興公社)と農地の貸借契約は7年度に予定しています。(現在、特定農作業受委託契約で担い手へ農地を貸している方は、今後農地バンクとの契約変更をご案内していきます。)

2 出席者から頂いたご質問について(一部抜粋)

Q1. 農地バンク契約について、10年の契約中に継続できない場合にはどうなるのか。

A1. 最低6年以上の契約となります。なお、地権者・農地バンク・担い手の3者で合意ができれば解約が可能です。この場合、解約理由により解約手数料(6,000円)がかかる場合があります。なるべく早くお知らせください。(公社)

Q2. 避難していて自分の農地を管理できない。

A2. 現在は北棚塩復興組合が補助金で保全管理等を行っているが、前頁の地図の薄紫色箇所は令和6年度から組合管理が外れます。個人での保全管理が難しい場合は、今まで保全管理作業をして下さってる方へ委託費を支払って今後もお願いする対応も可能かと思いますので、私まで連絡頂きたいです。(北棚塩復興組合長)



避難等により自分の農地を管理できない方は、北棚塩復興組合の前田組合長までご連絡下さい。

Q3. 太陽光についてお聞きしたい。

A3. 北棚塩地区は大部分が農業振興地域内の農用地のため、太陽光パネルだけの設置(いわゆる野立て施設)はできない。太陽光パネルの下で営農する営農型太陽光施設は周辺の営農に支障がないこと等の要件を満たせば、設置可能となっている。(農業委員会)

Q4. 農地バンクを使うメリットとは。手数料を払ってまで使う気になれない。

A4. 契約手続の簡素化や地権者へのメリットとして、現在は地権者と耕作者が互いに顔も名前も知っているが、今後農地相続や農業経営の継承で人の繋がりが途絶える懸念がある。農地バンクとの契約によりこうした不安が解消される。(公社・町)

Q5. 特認事業が終了した場合、前頁の地図の薄紫色箇所の保全管理がされなくなると近くで営農しているほ場に影響が出てくる。町単独で何か対応は考えているのか。

A5. 令和6年度まで特認事業が認められているが、担い手が見つからない前項の地図の薄紫色箇所については一旦地権者の管理となる。今後も地権者様の意向を確認しつつ、こうした農地の取扱いについて地域の声を国や県に伝えていきます。(町)

「農業委員会事務局より」

相続登記が済んでいない農地でも農地バンクと契約できる制度がありますが、手続きに時間がかかりますので、該当する農地がある場合は、お早めにご相談ください。

❀浪江町農業委員会事務局 ☎0240-23-5706❀

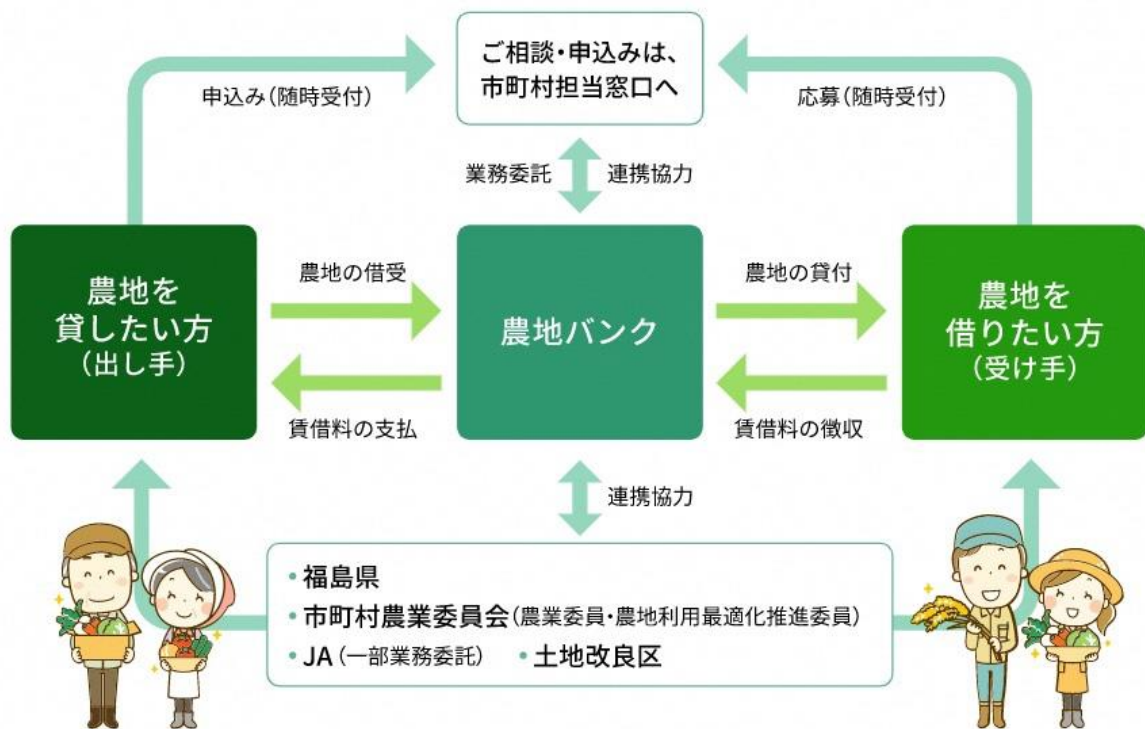
5 農地バンクについて(※農地バンクとは福島県農業振興公社の愛称です。)

<農地バンクについて>

▶「地域計画」等の話合いに基づき、担い手が決まっている農地について『農地バンクが農地所有者から農地を借受け、担い手農家へ貸付ける』ものです。

<農地バンクのしくみ>

▶これまで地権者は担い手ごと、また担い手は各地権者ごとに契約していましたが、農地バンクを活用することにより、地権者・担い手は農地バンクとの契約となります。また、農地バンクが賃借料の徴収と支払等を担います。



❁浪江町役場 農林水産課(農政係)
❁福島県農業振興公社(浪江町役場3階駐在)
❁浪江町 農業委員会事務局

☎ 0240-34-0245
☎ 0240-34-0246
☎ 0240-23-5706



❁お気軽にお問合せ・ご意見をお寄せ下さい❁